

## 1. 成績評価について

横浜薬科大学「履修規程」第6章 単位の認定

第21条 学業成績は点数をもって評価するが、次の評語を用いて表すものとする。

優……………(100点～80点)

良……………(79点～70点)

可……………(69点～60点)

不可………(59点以下)

失格………(出席時間数不足により受験できない。)

「可」以上を合格とし、「不可」及び「失格」は不合格とする。

不合格となった科目を各々「欠点科目」及び「失格科目」という。

第22条 第16条により認定された科目の成績は80点を上限とする。第17条により認定された科目の成績は60点を上限とする。

第23条 次の場合は、当該科目及び当該科目が実施されている学期(前期又は後期)中において受験した全ての科目の成績を0点とし、同一学年で未収得科目を再履修する。また、当該学期中の未受験科目の受験資格を全て失う。

(1)不正な方法によって受験したとき

(2)不正な方法によって他人に受験の便宜を提供したとき

(3)その他、不正行為のあったとき

## 2. 修了認定について

### 横浜薬科大学「学 則」第6章 科目修了の認定

#### (認 定)

第16条 各科目修了の認定は、筆記または口述による試験およびその他適当な方法による。ただし、実験、実習および実技等については平常の考査をもって認定することができる。

なお、「実務実習 1」および「実務実習 2」については履修規程による。

- 2 各授業科目（「実務実習 1」および「実務実習 2」を除く）について、その授業時間数の 3 分の 1 以上を欠席した場合、その授業科目の単位認定手続きは行わない。
- 3 定められた期日までに所定の手続きを怠り授業料その他の納付金を納入しない場合は、全科目につき、単位認定手続きを行わない。
- 4 大学または短期大学を卒業した者、あるいは中途退学した者で、新たに本学の1年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるものに限り、当該単位を60単位を超えない範囲で、教授会の意見を聴いて、本学において修得したものとして認定することができる。

ただし、この認定により修業年限を短縮することはない。

- 5 前項による単位の認定は、専門教育科目（必修科目・選択科目）および教養科目（必修科目・選択科目）の単位とし、自由科目については、体育実技の単位とする。

#### (認定の時期)

第17条 科目修了の認定は、前期末または後期末に行う。

#### (評 価)

第18条 成績の評価は、優、良、可、不可の標語をもって表し、不可は不合格とする。

- 2 可以上を合格とし、その合格科目には次年度への進級が年度末において決定したとき、卒業が決定したとき、又は退学が決定したときに所定の単位を与える。

#### (追認定)

第19条 次の各号の一に該当する学生に対しては、左欄について、右欄の試験を行うことがある。

(1) 成績不可のとき〔再試験〕

(2) 忌引、病気等の止むを得ない理由により定期試験を受けなかったとき〔追試験〕